

2024年（令和6年）12月18日

tellas 株式会社

代表取締役 池田 匠汰 殿

特定非営利活動法人消費者ネット広島
理事長 木村 豊

（連絡先）

〒730-0017

広島市中区鉄砲町1番20号

第3ウエノヤビル3階D号室

特定非営利活動法人消費者ネット広島

TEL(082)962-6181 FAX(082)962-6182



終了通知書

拝啓 時下益々ご清栄のことと存じます。

貴社からの令和6年11月1日付回答書を拝受しました。また、これまで幾度となく当法人からの質問にご回答いただき、誠にありがとうございます。

これまでの貴社からの回答内容をまとめますと、①貴社の定期購入契約には＜通常の定期コース＞のほか＜特別な定期コース＞があること、②当初、当法人が改善を申し入れたWeb広告は＜通常の定期コース＞に関するものであること、③＜通常の定期コース＞は中途解約が可能であるのに対して＜特別な定期コース＞は中途解約が不可能であること、④＜通常の定期コース＞の購入完了者に対してチャットボット機能を用いて＜特別な定期コース＞の広告をしていること、となります。

貴社の＜通常の定期コース＞に係る最終確認画面においては初回特別価格（1,680円）と2回目以降の価格（1本あたり4,220円で3本合計12,660円）とが分離表示されていることから、消費者に対して初回限りの契約であること、あるいは、定期購入契約であったとしてもその最終負担額が初回特別価格の4倍程度に収まっているはずであるとの誤解を生じさせるものと言えます。

加えて、貴社の＜特別な定期コース＞に係る最終確認画面においても初回価格（1,680円）と最終合計金額（33,680円）とが分離表示されていますが、そもそも、貴社の＜特別な定期コース＞は4回の受取りが必須とされ中途解約が不可能とされているのですから、最終合計価格とは別に初回価格を記載する必要性はありません（貴社のいう初回価格は消費者にとってはまったく不要かつ有害な情報です。）。

貴社は＜通常の定期コース＞に係る定期購入契約を締結した消費者に対して敢えて「特別」と銘打って中途解約が不可能となる＜特別な定期コース＞の勧誘をしているのですから、最終合計価格とは別に初回価格を記載することにより、かえって、消費者に対して＜特別な定期コース＞においても中途解約が可能であるとの誤解を生じさせるものと言えます。また、貴社は＜特別な定期コース＞に係る最終合計価格が＜通常の定期コース＞に係

る最終負担額と比較してより高額になることを消費者に対してわかりやすく表示すべきと言えます。

当法人からの質問に対し、貴社が誠実にご対応いただいた点に鑑み、本書面をもちまして当法人からの書面送付は一応終了とさせていただきますが、上記のとおり状況であることから、最後に、当法人は貴社に対し下記のとおり要望し、この点につきましては引き続きご検討されるようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1 <通常の定期コース>に係る最終確認画面において初回特別価格（1,680円）と2回目以降の価格（1本あたり4,220円で3本合計12,660円）とが分離表示されているところ、そのような分離表示をせずに両者に一覧性をもたせること
- 2 <特別な定期コース>に係る金額は最終合計価格のみを記載すること

以上